

令和5年度介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修における質問と回答

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

問1 今年度、主任介護支援専門員研修を受講し、修了証明書がまだ届いていない状態だが、実習指導者養成研修を受講しても差し支えないか。

答1 本研修の出席者が、研修内容を事業所職員に情報共有することを想定しておりますので、主任介護支援専門員ではなくても受講して差し支えありません。
ただし、修了証明書が届くまでは主任介護支援専門員ではありませんので、実習の指導はできません。

問2 「1人の受講者を複数で指導する場合、統括する主任介護支援専門員が、実習指導者となる」とあるが、統括する主任介護支援専門員を年度ごとに各事業所で選定してよいものか。

答2 各事業所で選定してかまいません。

問3 「青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更届出書」を提出する際、「事業所代表者」や「実習指導者」の変更がある場合、登録内容の変更が確認できる書類とは具体的にどのような書類を示すのか。

答3 市町村に提出している「指定内容変更届出書」もしくは「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の写しを提出してください。また、実習指導者が変更・追加した場合は、ご本人の「介護支援専門員証」の写しと直近で受講した「主任介護支援専門員（更新）研修の修了証明書」の写しを提出してください。

問4 実習スケジュール例に記載されている「ケア会議」とは包括支援センターで開催予定のランチおよび委託先事業所交流会（案件①高齢者虐待について②ゴミ屋敷問題について③下北圏域における福祉・介護施設の「社会支援情報」の活用④請求事務に関する共有事項など）も含まれるか確認したい。

答4 ケア会議は「介護支援専門員として参加する地域ケア個別会議等」を想定しております。ご質問の交流会が上記に該当するものであれば含まれます。
また、上記に該当しない場合でも、実習の目的等に該当する内容であれば、見学等を行って頂いて差し支えありません。

問5 事業所実習の最中に実習生が感染症発症した場合、事業所に設備があり可能ならば、リモートでのサービス担当者会議の見学は認められるか。

答5 認められます。また、実習の日程変更が可能ならば別日に調整いただくなどしても構いません。

問6 18時間の実習研修の途中にコロナやインフルエンザ等の感染症で実習生が来られない場合、リモートでの見学は可能か。例えば、実習生がコロナ等感染し、当日モニタリングの見学訪問だった場合、指導者がパソコン等を持って利用者様宅へ訪問し、Zoom等使用した方法で実施しても良いのか。

答6 答5のとおり。

問7 実習期間中に指導者がコロナ等感染した場合、指導者の変更は可能か？
また、期間中に日程調整できない場合はどうなるのでしょうか？

答7 指導者の変更は可能です。変更した旨を研修実施機関である青森県介護支援専門員協会へ連絡してください。

期間中の実施が難しい場合は、別の指導者に変更するなどして対応してください。指導者が1人のみでコロナ等に感染し、日程調整ができない場合は青森県介護支援専門員協会へ早急にご連絡ください。